

白銀小学校いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「白銀小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 1 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 2 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 3 校内における温かな人間関係を築きます。
- 4 いじめを早期に発見し、早期に解決します。
- 5 保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

2 いじめとは（いじめ防止対策推進法 第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、「いじめ」を受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

白銀小学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

3 いじめを未然に防止するために

＜児童に対して＞

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道德の時間や学級指導の指導をとおして育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、さまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは、「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

＜教員に対して＞

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己表現を図れるように、「わかった！できた！身についた！」が実感できる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動をとおして児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の行動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

＜学校全体として＞

- ・全教育活動をとおして、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・「相談カード」に学期に1回書かせ、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する研修を校内研修に位置づけ、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実に努める。

＜保護者・地域に対して＞

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、地域学校連携協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

4 いじめの早期発見・早期対応について

＜早期発見にむけて・・・「変化に気付く」＞

- ・児童の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声がけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・相談カード等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

＜相談ができる・・・「誰にでも」＞

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともにいじめ防止委員会をとおして校内で情報を共有するようにする。

＜早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」＞

- ・教員が気付いたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく、構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめることなのかに気付かせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

5 校内体制について

- ・校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、徳育部、養護教諭とする。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するところを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・学校評価においては、年度ごとの取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

6 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・ いじめの事実を確認した場合の八戸市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に則して、八戸市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・ 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域学校連携協議会、また、地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

○児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・ 自殺を意図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金銭を奪い取られた場合

○児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされた場合

- ・ 年間の欠席が30日以上の場合
- ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査

- ①重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設け調査する。
- ②重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が疎外されることのないように配慮する。
- ③いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する、その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

8 評価

- ・ 教職員、児童、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施する。
- ・ 取組を分析し、指導改善に活用する。

9 その他

(1) 保護者や地域との連携

参観日、地域密着型教育の会合等で学校の取組を説明し、理解・協力を得る。

(2) インターネットによるいじめに対する対応

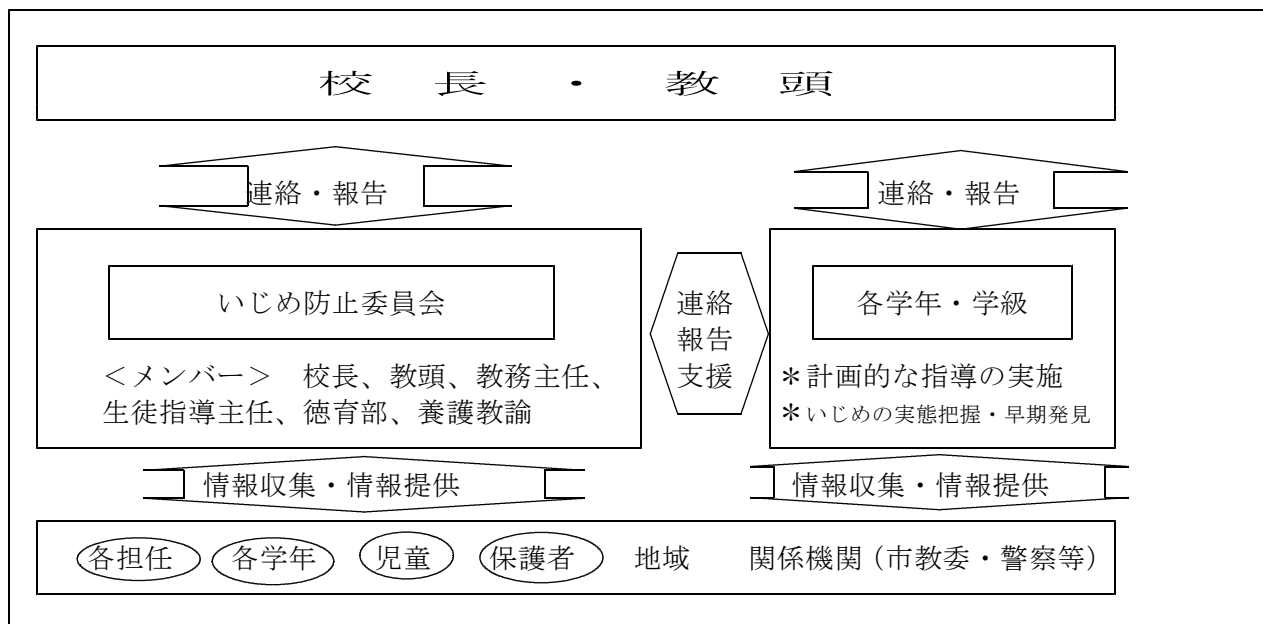
- ①ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取りの調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な処置を講ずる。
- ②書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、外部機関と連携して対応する。
- ③情報教育を進めるため、「総合的な学習の時間」において、「情報の受け手」として必要な基本技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

附則

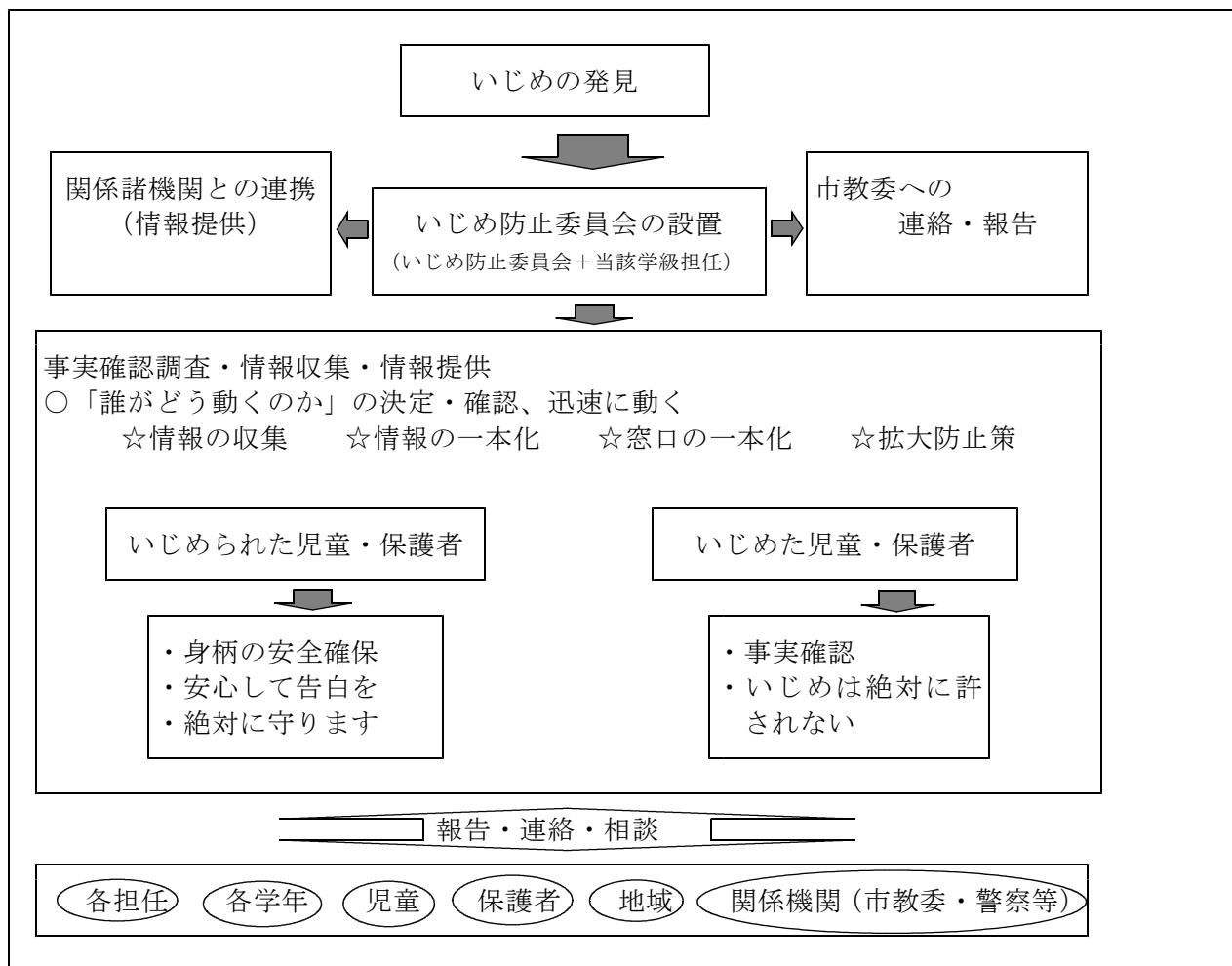
この基本方針は平成26年2月20日より施行する

平成29年8月10日 一部改定（構造図・指導計画追加）

I いじめ防止体制（平常時）

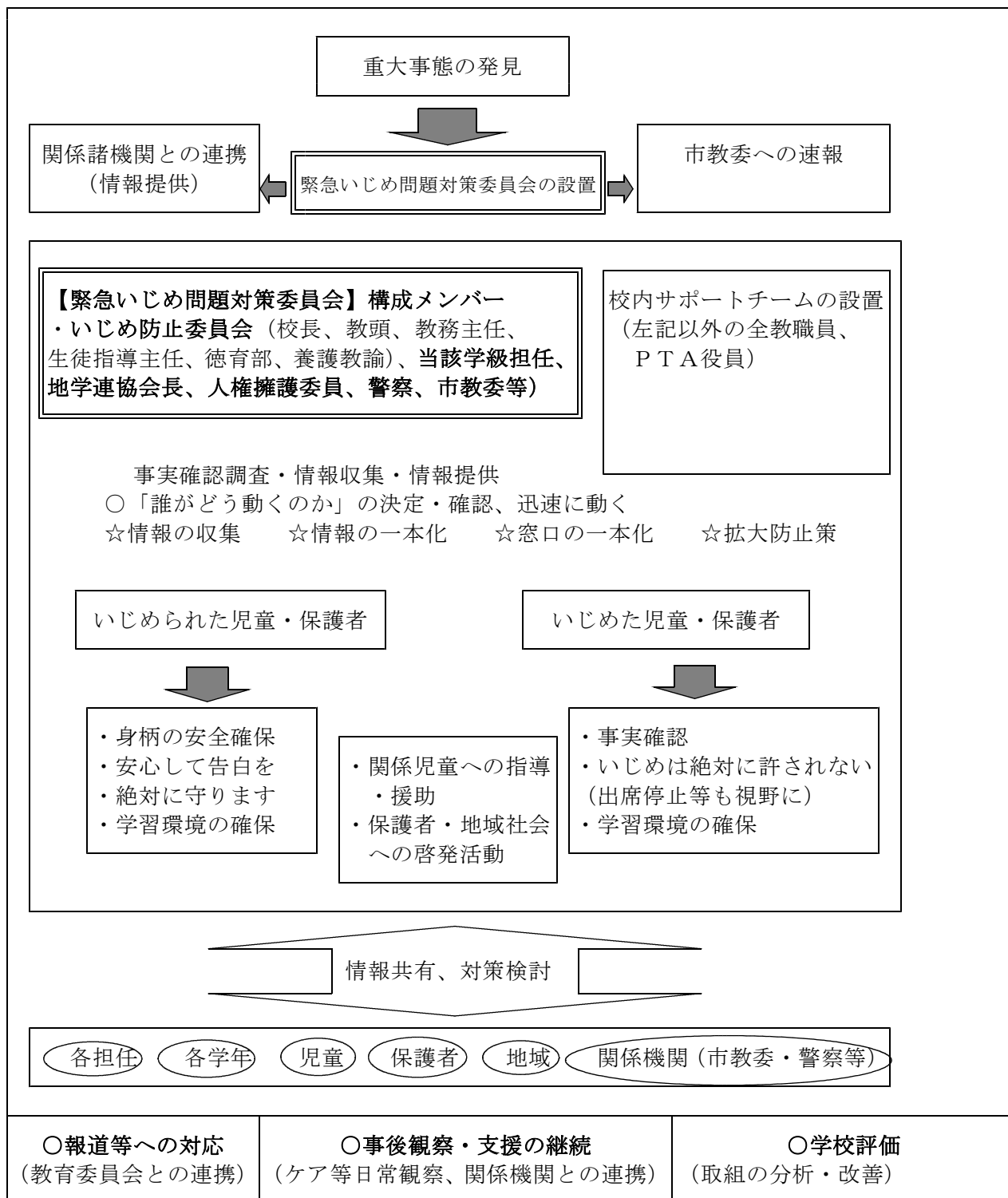


II いじめ防止体制（いじめ発生時）



○いじめの解消（継続して情報交換、援助） ○事後観察・支援の継続 ○学校評価（取組分析・改善）

Ⅲ いじめ防止体制（重大事態発生時）



※重大事態が発覚した時点で、緊急いじめ問題対策委員会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に校内にサポートチームを立ち上げ、一般児童等のメンタルヘルスケア等を行い、全校児童（保護者）の不安を解消させる。

八戸市立白銀小学校 いじめ防止年間指導計画

	職員会議等 生徒指導情報交換（月一回）	未然防止のに向けた取組	早期発見に向けた取組	備考
4月	○いじめ対策に係る共通理解 ・基本方針・指導計画確認 ・参観日・PTA総会等 保護者に啓発 ○小中JSの情報交換	・学年・学級づくり ・授業づくり ・信頼関係づくり	・学級内での観察 ・縦割り班清掃・委員会・クラブ ・職員会議等での教職員の情報交換	
5月	○いじめ問題のための研修 ・児童理解 (各学級の配慮を要する児童)	・教育相談①	・教育相談週間	
6月	○参観日	・Q-Uアンケート調査①	・いじめに関するアンケート調査 ・学年・学級懇談	
7月	○小中JSの情報交換	・縦割り班による大縄大会① ・保護者面談		
8月	○校内研修 (いじめ対策に係る共通理解)	・八戸市いじめ問題対話集会参加児童の報告		
9月	○参観日		・学年・学級懇談	
10月		・縦割り班による大縄大会② ・教育相談②	・教育相談週間	
11月	○小中JSの情報交換 ○参観日 ○学校評価	・Q-Uアンケート調査②	・学年・学級懇談 ・いじめに関するアンケート調査	
12月				
1月			・新入学児童情報収集	
2月	○参観日 ○いじめ対策委員会 ・本年度のまとめ ・来年度の課題	・縦割り班による大縄大会③	・学年・学級懇談 ・いじめに関するアンケート調査 ・児童の人間関係に配慮した学級編成	
3月	○進学学年への引き継ぎ ・情報の確認			